

# 奈良市公報

号外第 8号

平成 16年 6月 9日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 総務課長  
印刷所 株式会社京阪工技社

## 目次

告 示	
開発行為に関する工事の完了.....	1
放置自転車等の保管.....	1
放置自動車の処分等.....	2
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	2
放置自転車等の保管.....	2
農用地利用集積計画の決定.....	2
道路の位置指定.....	3
都市計画公園事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧.....	3
放置自転車等の保管.....	3
道路の位置指定.....	3
奈良市森林整備計画の変更.....	3
放置自転車等の保管.....	3
自動車臨時運行許可番号の失効.....	3
結核指定医療機関の指定辞退.....	4
結核指定医療機関の指定.....	4
放置自転車等の保管.....	4
都市公園の供用開始.....	4
教育委員会への事務委任の一部改正.....	5
奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示.....	5
奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱.....	5
開発行為に関する工事の完了.....	8
監 査	
定期監査の監査結果.....	8
公 営 企 業	
奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程.....	9
奈良市水道局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程.....	10
教 育 委 員 会	
奈良市少年指導センター設置規則の一部を改正する規則.....	13
奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則.....	13
奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則.....	13
奈良市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....	14
奈良市立小学校通学区域についての一部改正.....	14
奈良市立中学校通学区域についての一部改正.....	14
奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	

.....	14
議 会	
選挙管理委員会委員の当選.....	14
選挙管理委員会委員補充員の当選.....	14

## 告 示

奈良市告示第 128号  
都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 3月 16日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号  
平成 14年 5月 15日 奈良市指令都整開第 02A- 1 号  
平成 16年 2月 16日 奈良市指令都整開第 02A- 1 - 1 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成 16年 3月 16日 第 860号  
(2) 公共施設 平成 16年 3月 16日 第 362号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市二名三丁目 115番地の 2 の一部、115番地の 1 の一部、116番地の 7、127番地の 2 の一部、469番地の 8 及び 509番地の 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市浪速区塩草三丁目 12番 15号カーリングビル  
株式会社グローベックス  
代表取締役 高城 昭
- 5 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市二名三丁目 115番地の 2、115番地の 1 及び 127番地の 2 の各一部  
(2) 公園  
奈良市二名三丁目 115番地の 2 の一部  
(3) 下水道  
奈良市二名三丁目 115番地の 2、115番地の 1 及び 127番地の 2 の各一部

(平成 16年 3月 16日掲示済)

奈良市告示第 129号  
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 3 月 16 日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16 年 3 月 16 日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 288- 1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 2,000 円  
イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 111 代表  
(平成 16 年 3 月 16 日 掲示済)

奈良市告示第 130 号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 8 年奈良市条例第 14 号）第 14 条第 4 項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第 16 条第 1 項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成 16 年 3 月 16 日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 放置場所  
奈良市川上町 395 番地の 5 市営住宅地内道路
- 2 自動車の種類等

メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
スズキ	アルト	軽自動車	白	不明	CR22S- 1793 83
ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	白	不明	S80V- 52192 5
スズキ	Ve've	軽自動車	紺	不明	CN11S- 7424 12
トヨタ	クレス	普通車	白	奈良	GX71- 30913

	夕		567	88
			9247	

- 3 処分年月日  
平成 16 年 3 月 30 日
- 4 処分等の内容  
廃棄処分
- 5 連絡先  
奈良市建設部住宅課 電話 0742- 34- 111 代表  
(平成 16 年 3 月 16 日 掲示済)

奈良市告示第 131 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公示します。

平成 16 年 3 月 18 日

奈良市長 大川 靖 則

道路の種類	路線名	区 間	延長 ( m )
市道	北部第 363 号線	高畑町 112 番 8 地先 から高畑町 112 番 12 地先までの片道 高畑町 111 番 1 地先 から鶴福院町 20 番 3 地先までの片道	L=170m

(平成 16 年 3 月 18 日 掲示済)

奈良市告示第 132 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 3 月 18 日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16 年 3 月 18 日
- 3 移動対象区域  
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成 16 年 3 月 18 日 掲示済)

奈良市告示第 133 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成 16 年 3 月 18 日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市経済部農林課

(平成 16年 3月 18日 揭示済)

奈良市告示第 13号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 16年 3月 19日

奈良市長 大川 靖 則

申請者氏名	ルートロック・エンタープライズ株式会社 代表取締役 岩本 隆昌
申請者住所	大阪府東大阪市長田東二丁目 4番 50号
道路の位置	奈良市菅原町 33番地の一部
道路の幅員	5.00メートル
道路の延長	22.83メートル
指定年月日	平成 16年 3月 19日
指 定 番 号	第 15034号

(平成 16年 3月 19日 揭示済)

奈良市告示第 135号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 63条第 2項において準用する同法第 62条第 1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)公園事業 6・5・1号 鴻ノ池運動公園の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成 16年 3月 22日

奈良市長 大川 靖 則

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市都市計画部街路公園課

(平成 16年 3月 22日 揭示済)

奈良市告示第 136号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 3月 23日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 3月 23日
- 3 移動対象区域  
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 3月 23日 揭示済)

奈良市告示第 137号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 16年 3月 23日

奈良市長 大川 靖 則

申請者住所	奈良市富雄北一丁目 1番 26号
申請者氏名	松本商事 代表者 松本 俊昭
道路の位置	奈良市南京終町七丁目 57番地の 4
道路の幅員	4.20メートル
道路の延長	26.60メートル
指定年月日	平成 16年 3月 23日
指 定 番 号	第 15002号

(平成 16年 3月 23日 揭示済)

奈良市告示第 138号

森林法(昭和 26年法律第 249号)第 10条の 6 第 3項及び森林法施行令(昭和 26年政令第 276号)附則第 18項の規定に基づき奈良市森林整備計画を変更しましたので、同法第 10条の 6 第 4項において準用する同法第 10条の 5 第 8項の規定に基づき公表します。

なお、奈良市森林整備計画の変更計画書は、奈良市経済部農林課に備え置いて閲覧に供します。

平成 16年 3月 23日

奈良市長 大川 靖 則

(平成 16年 3月 23日 揭示済)

奈良市告示第 139号は、奈良市公報号外第 5号に掲載

奈良市告示第 140号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 3月 24日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 3月 24日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 3月 24日 揭示済)

奈良市告示第 141号

次の自動車臨時運行許可番号は失効したので告示します。

平成 16年 3月 24日

奈良市長 大川 靖 則

自動車臨時 運行許可番 号標番号	失効年月 日	許可を受けた者 の住所及び氏名	許可年月日
奈良 2261	平成 16 年 3 月 24 日	奈良市阪原町 498 小西 亮	平成 15 年 4 月 30 日
奈良 2192	平成 16 年 3 月 24 日	奈良市田原春日 野町 78 伊葉亜由美	平成 15 年 6 月 2 日
奈良 2169	平成 16 年 3 月 24 日	奈良市鹿野園町 703 勝呂 正一	平成 15 年 6 月 16 日
奈良 2224	平成 16 年 3 月 24 日	奈良市左京三丁 目 6 アルス高の 原 2 - 105 呉田 雅憲	平成 15 年 2 月 10 日

(平成 16 年 3 月 24 日 掲示済)

奈良市告示第 142 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 3 月 24 日

奈良市長 大川 靖 則

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ヒカリ薬局	奈良市西大寺南町 4 - 9 - 103	平成 16 年 2 月 29 日

(平成 16 年 3 月 24 日 掲示済)

奈良市告示第 143 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 3 月 24 日

奈良市長 大川 靖 則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヒカリ薬局	奈良市西大寺南町 2 - 41 - 107	平成 16 年 3 月 19 日

(平成 16 年 3 月 24 日 掲示済)

奈良市告示第 144 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 3 月 25 日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日  
平成 16 年 3 月 25 日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
  
(平成 16 年 3 月 25 日 掲示済)

奈良市告示第 145 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 3 年法律第 79 号）第 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 3 年政令第 290 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 16 年 3 月 26 日

奈良市長 大川 靖 則

名 称	位 置	区 域	供 用 開 始 日
法蓮町第 2 号街 区公園	奈良市法蓮町 36 番 6	別紙図面 のとおり  (別紙図 面は省略 し、奈良 市都市計 画部街路 公園課に おいて一 般の縦覧 に供しま す。)	平成 16 年 3 月 26 日
三松四丁目街区 公園	奈良市三松四丁 目 500 番		
学園大和町六丁 目第 5 号街区公 園	奈良市学園大和 町六丁目 66 番 8		
押熊町第 5 号街 区公園	奈良市押熊町 14 09 番 36		
三松一丁目第 3 号街区公園	奈良市三松一丁 目 752 番 8		
帝塚山中町第 4 号街区公園	奈良市帝塚山中 町 1000 番 629		
三碓町第 1 号街 区公園	奈良市三碓町 13 2 番 85		
三碓町第 2 号街 区公園	奈良市三碓町 13 2 番 93		
三碓町第 1 号緑 地	奈良市三碓町 13 2 番 78		
百楽園五丁目街 区公園	奈良市百楽園五 丁目 254 番 12		
五条畑二丁目第 3 号街区公園	奈良市五条畑二 丁目 742 番 20		
五条三丁目第 1	奈良市五条三丁		

号街区公園 目 868番 29

(平成 16年 3月 26日 揭示済)

奈良市告示第 14号

昭和 6年奈良市告示第 59号(教育委員会への事務委任)の一部を次のように改正し、平成 16年 4月 1日から施行する。

平成 16年 3月 26日

奈良市長 大川 靖 則

第 1項の次に次の 1項を加える。

12 奈良市北部会館条例(平成 16年奈良市条例第 17号)第 3条第 1号に規定する市民文化ホールの管理運営並びに使用料の減免及び還付に関する事。

(平成 16年 3月 26日 揭示済)

奈良市告示第 14号

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 3月 26日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程(昭和 59年奈良市告示第 43号)の一部を次のように改正する。

第 2条第 1号才及び第 2号ウ中「第 7条第 3項第 4号イからチ」を「第 7条第 5項第 4号イからヌ」に改める。

附 則

この告示は、平成 16年 3月 26日から施行する。

(平成 16年 3月 26日 揭示済)

奈良市告示第 14号

奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱を次のように定める。

平成 16年 3月 29日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱

(目的)

第 1条 この要綱は、不当要求行為等を未然に防止するとともに、これに対して本市として統一的な対応方針等を定めることにより、市民及び職員の安全と本市の事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、市の機関及び事務事業に関する次の行為及びこれに準ずる行為をいう。

- (1) 不当な方法で、事務の執行を強要し、又は金品の交付、権利の行使、義務の履行等をみだりに要求する行為
- (2) 暴力的な言動又は行動で恐怖感をおおることにより、正常な事務の執行又は執務環境の秩序維持を妨げる

行為

- (3) 正当な理由なく面会を強要する行為
- (4) 故意に設備機器等を汚損し、又はき損する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為

(不当要求行為等対策委員会)

第 3条 次に掲げる事務を処理するため、奈良市不当要求行為等対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 不当要求行為等に関する全庁的な対応方針及び具体的対応策の決定に関する事。
- (2) 不当要求行為等に関する全庁的な情報交換及び連絡調整に関する事。
- (3) 不当要求行為等に関する警察等関係機関との情報交換及び連絡調整に関する事。
- (4) 不当要求行為等に関する全庁的な研修等の実施に関する事。
- (5) その他不当要求行為等の防止対策についての必要な事項に関する事。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は総務部担当助役を、副委員長は総務部担当以外の助役及び収入役をもって充てる。

4 委員は、水道事業管理者、各部長、西部出張所長、教育長、消防長及び議会事務局長をもって充てる。

5 委員長は、委員会の会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、第 3項に規定する順序によりその職務を代理する。

7 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、緊急その他やむを得ないときは、委員長、副委員長及び関係委員のみによる会議を招集することができる。

8 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(不当要求行為等対策幹事会)

第 4条 委員会の所掌事務を円滑に推進するため、委員会に不当要求行為等対策幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は人事課長を、副幹事長は管財課長をもって充てる。

4 幹事は、各部局の庶務担当課長、総務部総務課長及び監理課長をもって充てる。

5 前条第 7項及び第 8項の規定は、幹事会について準用する。

(委員会等の庶務)

第 5条 委員会及び幹事会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(不当要求行為等対策責任者)

第 6条 各職場における不当要求行為等防止対策の推進の

<p>徹底を図るため、各課（これに相当するものを含む。以下同じ。）に不当要求行為等対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。</p> <p>2 対策責任者は、各課の長をもって充てる。</p> <p>3 対策責任者は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 職場における不当要求行為等の防止及び対策に関すること。</p> <p>(2) 所属職員の指導及び教育に関すること。</p> <p>4 対策責任者は、職場において不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちに当該行為者に対する警告、退去命令、排除等の措置を行い、幹事長を通じ委員長に連絡するとともに、その都度不当要求行為等状況報告書（別記様式）を提出しなければならない。この場合において、必要に応じ関係部局及び警察等関係機関への通報を行うものとする。</p> <p>5 対策責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項に規定する責任者となるものとする。</p> <p>6 対策責任者は、法第 14 条第 2 項に規定する講習を受けよう努めなければならない。</p> <p>（職員の責務）</p> <p>第 7 条 職員は、不当要求行為等を受けた場合は、直ちに上司及び対策責任者に報告しなければならない。</p> <p>（補則）</p> <p>第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p>	
--	--

(平成 16 年 3 月 29 日 掲 示 済)

奈良市告示第 149 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16 年 3 月 29 日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号  
平成 16 年 2 月 6 日 奈良市指令都整開第 03A- 51 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
  - (1) 開発行為 平成 16 年 3 月 29 日 第 861 号
  - (2) 公共施設 平成 16 年 3 月 29 日 第 363 号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市大安寺町 553 番地の 5、561 番地の 1、562 番地の 1、566 番地の 1 及び 566 番地の 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市四条大路一丁目 3 番 27 号  
株式会社ファーストホーム  
代表取締役 梅原 寛克
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市大安寺町 561 番地の 1、562 番地の 1、564 番地の 1 及び 566 番地の 1 の各一部
  - (2) 公園  
奈良市大安寺町 561 番地の 1 の一部
  - (3) 下水道  
奈良市大安寺町 561 番地の 1、562 番地の 1、564 番地の 1 及び 566 番地の 1 の各一部

(平成 16 年 3 月 29 日 掲 示 済)

**監 査**

奈良市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 16 年 3 月 24 日

奈良市監査委員 吉 田 肇  
同 中 嶋 肇  
同 土 田 敏 朗  
同 金 野 秀 一

- 1 監査対象  
建設部 道路管理課 道路建設課 用地課  
都市計画部 市街地整備課 西大寺南区画整理事務所  
J R 奈良駅周辺開発事務所  
都市整備部 下水道管理課 下水道建設課 東部下水道課  
選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

(水道局)

業務部 総務課 料金課  
給水部 配水課 給水課 工事検査室  
浄水部 水質管理課

2 監査期間

平成 16 年 1 月 14 日 ~ 同年 3 月 22 日

3 監査方法

平成 15 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成 15 年 11 月末日現在（水道局については、同年 12 月末日現在）の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

なお、今回の監査は、特に旅費（宿泊を伴うもの）、委託料及び工事請負費の事務処理を重点に、旅行命令簿、契約書、支出負担行為何書等の関係書類を監査した。その件数は、次表のとおりである。

部	課	旅費	委託料	工事費
建設部	道路管理課	-	14	20
	道路建設課	-	8	25
	用地課	-	2	2
都市計画部	市街地整備課	-	5	1
	西大寺南区画整理事務所	-	16	9
J R 奈良駅周辺開発事務所		1	11	11
都市整備部	下水道管理課	-	31	15
	下水道建設課	1	8	24
	東部下水道課	-	3	17
選挙管理委員会事務局		6	9	-
農業委員会事務局		4	1	-
(水道局)				
業務部	総務課	5	3	-
	料金課	5	11	-
給水部	配水課	1	15	-
	給水課	1	1	15
	工事検査室	-	-	-
浄水部	水質管理課	1	7	-
合 計		25	145	139

4 監査結果

監査の結果、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、特に付して記述すべき留意・要望事項は、次のとおりである。

建設部

道路管理課

行政財産使用料の調定が遅延しているのが見受けられた。

留意されたい。

用地課

宅地造成事業においては、奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例の目的に沿って事業の推進を図

別記様式(第6条関係)

不当要求行為等状況報告書

年 月 日

奈良市不当要求行為等対策委員長

奈良市不当要求行為等対策責任者  
所属  
職名  
氏名

印

発 生 日 時	年 月 日 午前・後 時 分から午前・後 時 分まで					
発 生 場 所 等	来庁等	外出先	電話	手紙等	メール等	
	詳 細					
不当要求行為等の相手方	住所・氏名・職業・連絡先等(名刺等がある場合は、写しの添付)					
不当要求行為等を受けた者						
不当要求行為等の内容						
対 応 の 内 容						
今 後 の 対 応	対応終了(相手方の了承等)					
	対応継続(再来庁の示唆等)					
	その他( )					
	詳 細					
今 後 の 措 置	対応が終了したので、人事課に報告					
	相談等の希望					
	相談等の内容					

られるとともに、富雄川西二丁目等の分譲宅地の売却に鋭意努力されるよう要望する。

都市整備部

下水道管理課

- (1) 農業集落排水事業分担金及び下水道事業費受益者負担金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時においてそれぞれ 1,270,000円、30,352,718円となっている。今後とも一層の徴収努力を要望する。
- (2) 汚水柵及び取付管工事、舗装復旧工事において、契約の工期や工事箇所が接近しているものが見受けられたので、今後、より効率的・経済的な積算をされるよう要望する。

(水道局)

業務部

料金課

水道料金の過年度分の未収額は、監査時において 60,664,746円となっている。

今後とも一層の徴収努力を要望する。

(平成 16年 3月 24日 揭示済)

## 公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 5号

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 16年 3月 29日

奈良市水道事業管理者

福田 恵 一

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程

奈良市水道局組織規程(平成 14年奈良市水道局管理規程第 2号)の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項中「企画課 調査係 企画係 開発指導係」を「企画課 調査係 企画係 開発指導係 情報管理室 管理係 システム処理係」

に、「総務課 庶務係 職員係 福利厚生係 財政係」を「総務課 庶務係 人事係 給与係 財政係」に改め、「電子計算課 管理係 システム処理係」を削り、「配水課 庶務係 配水係 積算システム係

図面管理係 調整係」を「配水課 庶務係 配水係 積算システム係 図面管理係 調整係 工事検査室 貯水槽水道係

水係 積算システム係 図面管理係 調整係」に、「給水課 庶務係 給水装置第一係 給水装置第二係」を

「給水課 庶務係 給水装置第一係 給水装置第二係 給水装置第三係」に改め、「工事検査室 庶務係 工事検査係」を削り、「水質管理課 庶務係 水質検査係 水源保全係」を「水質管理課 水源保全係 水質検査係」に改める。

第 3条調査係の部分中第 6号を第 7号とし、第 3号から第 5号までを 1号ずつ繰り下げ、第 2号の次に次の 1号を

加える。

- (3) 水道局ホームページの運用に関する事。

第 3条に次の 1項を加える。

2 情報管理室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

管 理 係

- (1) 電子計算機の管理及び機種に関する事。
- (2) 電子計算機処理に係るデータの保護に関する事。
- (3) 電子計算組織運営委員会に関する事。
- (4) 電子計算機の操作研修及び情報化研修に関する事。
- (5) 行政情報化推進に関する事。
- (6) インターネットの活用に関する事。
- (7) 局内 LANの有効活用及びネットワークに関する事。
- (8) ソフトウェアの管理に関する事。

システム処理係

- (1) 電子計算機処理及び管理に関する事。
- (2) システム設計及びプログラミングに関する事。
- (3) 局内オンラインに関する事。

第 4条職員係の部分及び福利厚生係の部分をも次のように改める。

人 事 係

- (1) 職員の任免、賞罰、昇給及び服務に関する事。
- (2) 職員の定数及び配置に関する事。
- (3) 職員の研修に関する事。
- (4) 人事及び給与管理制度の調査及び計画に関する事。
- (5) 労働組合に関する事。

給 与 係

- (1) 職員の給与その他の給付の支給に関する事。
- (2) 職員の源泉所得の徴収及び給付に関する事。
- (3) 職員の健康管理に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 市町村職員共済組合及び互助会に関する事。
- (6) 職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。

第 6条を次のように改める。

第 6条 削除

第 8条に次の 1項を加える。

2 工事検査室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

貯水槽水道係

- (1) 貯水槽水道の設置者への指導等に関する事。
- (2) 貯水槽水道の調査及び研究に関する事。
- (3) 工事検査係の第 1号から第 4号までの事務に関する事。

工事検査係

- (1) 工事検査の総括管理に関する事。
- (2) 指定給水装置工事業者に係る給水装置工事の検査に関する事。
- (3) 局工事の検査に関する事。
- (4) その他工事の検査に関する事。
- (5) 貯水槽水道係の第 1号の事務に関する事。

第9条に次の給水装置第三係の部分を加える。

給水装置第三係

- (1) 鉛給水管の調査に関すること。
- (2) 鉛給水管に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 鉛給水管布設替計画の策定に関すること。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第15条を次のように改める。

(水質管理課の事務)

第15条 水質管理課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

水源保全係

- (1) 水源地域の保全に係る企画、研究及び立案に関すること。
- (2) 奈良市水道水源保護指導要綱に関すること。
- (3) 水質に関する各種協議会等の連絡調整に関すること。
- (4) 水質試験の統計及び記録の保管等に関すること。
- (5) 関係官庁への報告業務に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

水質検査係

- (1) 水質試験に関すること。
- (2) 薬品の管理に関すること。
- (3) 水質に関する調査及び研究に関すること。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
(平成16年3月29日掲示済)

奈良市水道局管理規程第6号

奈良市水道局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成16年3月29日

奈良市水道事業管理者  
福 田 恵 一

奈良市水道局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程

(奈良市水道局事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市水道局事務専決規程(昭和4年奈良市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(課長、室長及び所長専決事項)」に改め、同条中「課長及び室長は」を「課長、室長及び所長は」に改め、同条課長及び室長共通の部分中「及び室長」を削り、同部分の次に次の情報管理室長の部分を加える。

情報管理室長

- (1) プログラム修正等に伴うシステム処理の決定
- (2) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
- (3) 前2号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理

第4条配水課長の部分の次に次の工事検査室長の部分を加える。

工事検査室長

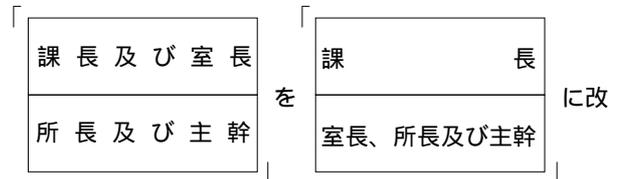
- (1) 検査員の指名
  - (2) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
  - (3) 前2号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理
- 第4条工事検査室長の部分を削る。

(奈良市水道局企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第2条 奈良市水道局企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の9級の項中「及び室長」を削る。

別表第4中



める。

(奈良市水道事業公印規程の一部改正)

第3条 奈良市水道事業公印規程(昭和55年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条中「、室」を削る。

(奈良市水道局電子計算組織の管理運営に関する規程の一部改正)

第4条 奈良市水道局電子計算組織の管理運営に関する規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「電算課」を「情管室」に、「業務部電子計算課」を「業務部企画課情報管理室」に改め、同条第10号中「電算課長」を「情管室長」に、「電算課」を「情管室」に改め、同条第1号中「電算課」を「情管室」に改める。

第10条中「電算課」を「情管室」に改める。

第1条第2項、第12条第2項、第4項及び第5項、第13条第2項、第14条第2項第1号、第15条第1項及び第3項、第16条第2項並びに第1条第3項及び第4項中「電算課長」を「情管室長」に改める。

第18条第1項から第3項までの規定中「電算課長」を「情管室長」に改め、同条第4項中「電算課」を「情管室」に改める。

第19条第1項及び第2項中「電算課長」を「情管室長」に改め、同条第3項中「電算課」を「情管室」に改める。

第20条第1項中「電算課の職員及び電算課長」を「情管室の職員及び情管室長」に改め、同条第2項中「電算課長」を「情管室長」に改める。

第23条第3項、第24条、第25条、第26条第2項及び第3項並びに第2条中「電算課長」を「情管室長」に改め

る。

別記第 1号様式、第 1号様式の 2 及び第 2号様式中「昭和」を削る。

別記第 3号様式中「昭和」を削り、「電子計算課長」を「情報管理室長」に、「電子計算課」を「情報管理室」に改める。

別記第 5号様式中「昭和」を削る。

別記第 6号様式中「昭和」を削り、「電子計算課長」を「情報管理室長」に改める。

別記第 7号様式中「電子計算課」を「情報管理室」に改める。

別記第 9号様式中「電子計算課長」を「情報管理室長」に改める。

別記第 11号様式中「昭和」を削り、「電子計算課長」を「情報管理室長」に改める。

別記第 12号様式を次のように改める。

第 12 号様式 (第 26 条関係)

受付 No.

端末機時間外操作申請書

1 日 時 月 日 曜 午 時から  
午 時まで

2 目 的

3 内 容

4 その他必要事項

上記のとおり時間外使用の必要が生じたので承認くださるよう申請します。

年 月 日

情報管理室長

所 属

端 末 機

管理責任者

受付 No.

端末機時間外操作承認書

日 時 月 日 曜 午 時から  
午 時まで

上記のとおり承認する。

年 月 日

所 属

端 末 機

管理責任者

情報管理室長

(奈良市水道局工事検査規程の一部改正)

第 5 条 奈良市水道局工事検査規程(昭和 62年奈良市水道局管理規程第 4号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 工事検査室長 給水部配水課工事検査室の長をいう。

(奈良市水道局指定給水装置工事業業者審査委員会規程の一部改正)

第 6 条 奈良市水道局指定給水装置工事業業者審査委員会規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 8号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「、東部管理課長及び工事検査室長」を「及び東部管理課長」に改める。

附 則

この規程は、平成 16年 4月 1日から施行する。

(平成 16年 3月 29日揭示済)

## 教育委員会

奈良市少年指導センター設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 29日

奈良市教育委員会  
委員長 鍛冶佳広

奈良市教育委員会規則第 3号

奈良市少年指導センター設置規則の一部を改正する規則

奈良市少年指導センター設置規則(昭和 43年奈良市教育委員会規則第 4号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「所長補佐、係長」を「所長補佐、主査、係長」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 主査は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

附 則

この規則は、平成 16年 4月 1日から施行する。

(平成 16年 3月 29日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 29日

奈良市教育委員会  
委員長 鍛冶佳広

奈良市教育委員会規則第 4号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則(昭和 55年奈良市教育委員会規則第 8号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項中「文化財課 庶務係 調査係 世界遺産係 市史編集係」を「文化財課 庶

務係 調査係 記念物係 世界遺産係」に改める。

第 5 条庶務係の部分の第 5 号中「及び西部会館市民ホール」を「、西部会館市民ホール及び北部会館市民文化ホール」に改める。

第 6 条庶務係の部分中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 史料保存館に関すること。

第 6 条庶務係の部分中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 市史編集審議会に関すること。

第 6 条調査係の部分の各号中「埋蔵文化財調査センターにおいて所掌する事項」を「記念物係及び埋蔵文化財調査センターの主管に属するもの」に改め、同部分に次の 1 号を加える。

- (4) 歴史資料及び行政資料等の調査、収集、整理、保存等に関すること。

第 6 条調査係の部分の次に次の記念物係の部分を加える。

記念物係

- (1) 史跡名勝天然記念物の調査、研究及び記録に関すること。
- (2) 史跡名勝天然記念物の保存整備、管理及び公開に関すること。
- (3) 史跡名勝天然記念物に係る資料の収集に関すること。
- (4) 史跡名勝天然記念物及び埋蔵文化財の取扱いに係る各種手続に関すること。

第 6 条市史編集係の部分の削る。

第 1 条の表を次のように改める。

公の施設	所 属	
	部	課
ならまちセンター	社会教育部	社会教育課
青少年児童会館		
西部会館市民ホール		
北部会館市民文化ホール		
平城京左京三条二坊宮跡庭園	社会教育部	文化財課

附 則

この規則は、平成 16年 4月 1日から施行する。

(平成 16年 3月 29日揭示済)

奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 29日

奈良市教育委員会  
委員長 鍛冶佳広

奈良市教育委員会規則第 5号

奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会公印規則(昭和 27年奈良市教育委員会規則第 3号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「総務課庶務係」を「教育総務課庶務係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16 年 3 月 29 日 掲 示 済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 29 日

奈良市教育委員会  
委員長 鍛冶佳広

奈良市教育委員会規則第 6 号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市公民館条例の一部を改正する条例(平成 16 年奈良市条例第 29 号)の施行期日は、平成 16 年 4 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16 年 3 月 29 日 掲 示 済)

奈良市教育委員会告示第 5 号

奈良市立小学校通学区域について(平成 8 年奈良市教育委員会告示第 4 号)の一部を次のように改正する。

平成 16 年 3 月 29 日

奈良市教育委員会  
委員長 鍛冶佳広

田原小学校通学区域の部分中「和田町」の次に「、別所町、水間町」を加える。

水間小学校通学区域の部分を削る。

附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 16 年 3 月 29 日 掲 示 済)

奈良市教育委員会告示第 6 号

奈良市立中学校通学区域について(平成 8 年奈良市教育委員会告示第 5 号)の一部を次のように改正する。

平成 16 年 3 月 29 日

奈良市教育委員会  
委員長 鍛冶佳広

田原中学校通学区域の部分中「、水間小学校通学区域」を削る。

附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 16 年 3 月 29 日 掲 示 済)

奈良市教育委員会訓令甲第 1 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 16 年 3 月 29 日

奈良市教育委員会  
教育長 冷水 毅

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

第 1 条 奈良市教育委員会事務専決規程(昭和 49 年奈良市教育委員会訓令甲第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条 課長等共通の部分中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条社会教育課長の部分の第 2 号及び第 4 号中「許可」を「承認」に改め、同部分に次の 1 号を加える。

(5) 北部会館市民文化ホールの使用の承認、取消し及び制限

第 2 条 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を次のように改正する。

第 4 条 社会教育課長の部分の第 5 号を削る。

附 則

この訓令中第 1 条の規定は平成 16 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 7 月 1 日から施行する。

(平成 16 年 3 月 29 日 掲 示 済)

議 会

奈良市議会告示第 1 号

平成 16 年 3 月 23 日の議定会例会において、次の者が選挙管理委員会委員に当選しました。

平成 16 年 3 月 24 日

奈良市議会議長  
米澤 保

氏 名	住 所
吉田勝二	奈良市薬師堂町 20 番地
南浦小糸	奈良市南京終町四丁目 386 番地の 1
玉永 進	奈良市佐紀町 3173 番地の 2
梅本 勝	奈良市学園中一丁目 1136 番地

(平成 16 年 3 月 24 日 掲 示 済)

奈良市議会告示第 2 号

平成 16 年 3 月 23 日の議定会例会において、次の者が選挙管理委員会委員補充員に当選しました。

平成 16 年 3 月 24 日

奈良市議会議長  
米澤 保

補充順序	氏 名	住 所
第 1 位	吉田恒俊	奈良市西千代ヶ丘三丁目 15 番 2 号
第 2 位	徳田幸子	奈良市大平尾町 73 番地
第 3 位	河村 武	奈良市二条町一丁目 3 番 5 号
第 4 位	西田 浩	奈良市帝塚山一丁目 36 番 8 号

(平成 16 年 3 月 24 日 掲 示 済)